

自転車乗車用ヘルメットを着用しよう!!

～万が一の交通事故に備えて～

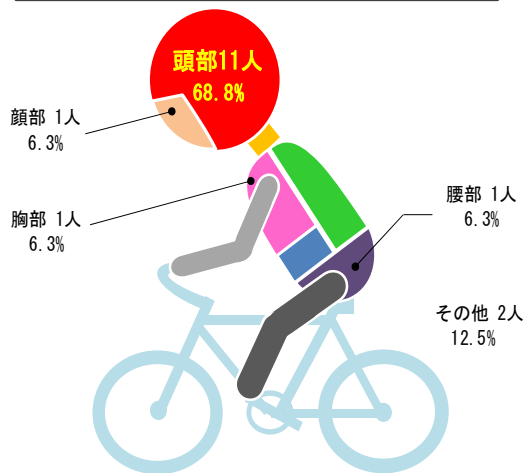
全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

万が一の交通事故に備え、自転車乗車用ヘルメット着用に努めましょう。

※自転車交通事故死者16人（令和4年中、埼玉県内）のうち、ヘルメット着用者は0人でした。

自転車事故死者の負傷部位(令和4年中)



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成30年～令和4年合計、全国)



※警察庁ホームページより

交通事故に遭わないために…今すぐ実践しよう!!

「交差点」や「横断時」は安全確認の徹底を!

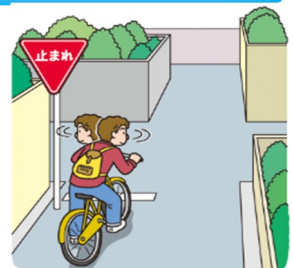
一時停止のある交差点や見通しの悪い交差点では必ず止まって安全を確認しましょう。

急に向きを変えたり道路を横断することは大変危険です。他の車両や歩行者の動きに注意しましょう。

「ながら運転」は大変危険です!

スマートフォンやイヤホーンを使用しながらの運転は、周囲の状況が分からず危険です。

絶対にやめましょう。



埼玉県警察本部交通部

交通総務課（担当：安全対策第二係・佐々木）

電話：048-832-0110（内線5056）